

## 公的プラン・民間プランの取扱いについて

国では、地域医療構想調整会議において、公的医療機関等2025年プラン（以下「公的プラン」という）及びその他の医療機関（以下「民間プラン」という）に基づき、具体的な対応方針を協議することを求めています。

横浜地域においては、多くの医療機関の具体的な対応方針を効率的に議論するため、次のとおり進めていきます。

### 1 地域医療構想調整会議において検討を要する場合

#### (1) 医療機能を転換する場合

- ・ プランに記載のある転換の内、以下①～③のいずれかに該当するものを優先的に検討
  - ① 概ね1年以内に転換を予定する場合
  - ② 過剰な医療機能への転換を予定する場合  
(回復期・慢性期機能 から 高度急性期・急性期機能 へ 転換する場合)
  - ③ 公的医療機関等が、回復期病床転換補助を活用して回復期へ転換する場合  
(地域医療構想調整会議の協議後に交付決定することとしているもの)
- ・ 上記以外の転換については、転換時期や転換後の医療機能等を踏まえて検討。

#### (2) 非稼働病棟を有する場合(病棟が全て稼働していない場合)

- ・ 非稼働病棟になってから1年以上経過している場合  
(毎年度、第1回地域医療構想調整会議で検討。)
- ・ 非稼働病床を過剰な病床機能として再稼働しようとする場合  
(神奈川県が把握した段階で検討。)

#### (3) 医療機関が増床する場合

- ※ 第1回地域医療構想調整会議において、公募条件等について意見を述べる。
- ※ 病床整備事前協議において、横浜市保健医療協議会病床整備検討部会の作成した案について、地域医療構想調整会議としての意見を述べる。

#### (4) その他、地域医療構想調整会議において検討の必要性が認められた場合

### 2 地域医療構想調整会議での説明について

- ・ 原則として、該当する医療機関に理由等を確認した上で、事務局が説明。
- ・ 必要性が認められる場合は、医療機関からの説明を求めることができるものとする。

### 3 医療機関への情報提供について

- ・ 平成31年度病床機能報告や公的プラン、民間プランの更新時に上記事項を案内。
- ・ 神奈川県及び横浜市のホームページに情報を掲載。